

技術提案仕様書

1. 業 務 名 : 平成 29 年度沖縄型海岸整備指針検討委託業務
2. 工 期 : 契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 30 日まで
3. 業 務 概 要 : 調査検討 1 式

業 務 仕 様

第 1 条 総 則

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び沖縄県農林水産部制定の「委託業務共通仕様書（平成 25 年 4 月）に基づき実施しなければならない。

第 2 条 業務目的

本業務は、平成26年度に沖縄の特性にふさわしい海岸整備のあり方についてまとめた沖縄型海岸整備指針（案）（以下、指針（案））について、関係機関への意見照会及び説明会の開催を行うことで意見を聴衆し、これらを踏まえた沖縄型海岸整備指針の策定を行うものである。

第 3 条 一般事項

- 1 本仕様書及び共通仕様書等に明記されていない事項であっても、業務実施上、特に判断が必要なものは調査職員の指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、常に作業内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

第 4 条 AGRIS の登録

受注者は、業務の受注時又は契約後あるいは登録内容の変更時又は変更があった 10 日以内に、または完成後 10 日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき「チェックペーパー」を作成し、発注者の確認を受けた後に、（社）農業農村整備情報総合センターに電子データを提出すること。

第 5 条 管理技術者

管理技術者は、本業務に関連する技術士（農業部門、環境部門、建設部門）、

農業土木技術管理士、RCCM（農業土木、土木）のいずれかの資格を有するものとする。

第6条 業務内容

(1) 計画準備

事業実施にあたって、業務計画書を作成する。

(2) 指針（案）に関する意見照会

海岸管理の関係機関を対象に、指針（案）に関する意見照会を行うものとする。

なお、本業務では照会資料を作成、収集した意見を整理するものであり、関係機関への照会は発注者で行うものとする。

(3) 指針（案）に関する説明会の開催

海岸整備に関わる技術者を対象に、指針（案）に関する説明会を開催し、意見を聴衆するものとする。説明会は1回を想定する。

(4) 沖縄型海岸整備指針の策定

意見照会及び説明会で得られた意見に加え、「平成27年度沖縄型海岸整備評価手法検討委託業務（沖縄県村づくり計画課）」報告書を踏まえて事業整備評価手法を整理・検討し、これらを反映して沖縄型海岸整備指針を策定するものとする。

(5) 委員ヒアリング

検討委員会を開催するにあたり、委員の意見を聴衆して反映するためにヒアリングを行うものとする。対象は検討委員の学識経験者7名、各1回を想定する。実施場所は原則として学識経験者の所在箇所を想定する。

(6) 平成29年度沖縄型海岸整備指針（仮称）検討委員会の運営

沖縄型海岸整備指針（仮称）検討委員会設置要領に基づき、各分野の学識経験者等による適切な指導及び助言を仰ぐことを目的として検討委員会を運営する。学識経験者は7名とし、基本的に平成27年度の委員が継続するものとする。検討委員会は1回を想定し、会場は那覇市内とする。

第7条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- 1 成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で1部提出するほか、電子納品する最終成果物の出力2部（黒表紙金文字製本）を提出する。
- 2 成果物の提出の際には、電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、

ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

3 沖縄型海岸整備指針 20部（くるみ製本）

第8条 打合せ

沖縄県庁において、業務計画書作成時、中間時、成果品納入時の3回実施するものとする。

第9条 貸与資料

業務上必要な資料等については、発注者が貸与する。

第10条 必要事項の補充

業務上明記されていない事項についても、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において補充するものとする。

第11条 業務上の疑義

業務上、不明な点または疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第12条 報告

受注者は、業務の進捗状況について随時、受注者に報告を求めることが出来るものとする。また、必要に応じて資料の提出を求めることが出来る。

第13条 提出書類の義務

受注者は共通仕様書に示す提出書類を遅滞なく提出するものとする。

第14条 変更

本業務の内容は、別紙数量明細書のとおりとするが、数量に変化が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、変更の対象とする。

第15条 積算

平成29年3月から適用される労務単価にて積算を行うこと

